省令

○国土交通省令第十一号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十九条第二項並びに第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

第二十九条　総トン数五千トン（油送船にあっては千トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第一区又は横浜第四区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東扇島二十六号岸壁前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならない。

2～6　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
長崎第一区	（略）	（略）	（略）
		戸町三角点（百七十二メートル）（北緯三十二度四十三分四十六秒東経百二十九度五十二分八秒）から二百六十二度三十分八百メートルの地点から二百八十八度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台から八十九度六百十メートルの地点から零度に引いた線以西の中島川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
（略）			

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					

第二十九条　総トン数五千トン（油送船にあっては千トン）以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して川崎第一区又は横浜第四区に入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近で、川崎第一区又は横浜第四区を出航して鶴見航路又は川崎航路を航行しようとするときはそれぞれ境運河前面水域又は東京電力株式会社川崎火力発電所前面水域で汽笛又はサイレンをもって長音を二回吹き鳴らさなければならない。

2～6　（略）

別表第一（第三条関係）

港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
（略）			
長崎第一区	（略）	（略）	（略）
		戸町三角点（百六十九メートル）（北緯三十二度四十三分四十六秒東経百二十九度五十二分八秒）から二百六十二度三十分八百メートルの地点から二百八十八度に引いた線（以下A線という。）及び陸岸により囲まれた海面並びに稲佐橋下流の浦上川水面及び長崎港旭町防波堤灯台から八十九度六百十メートルの地点から零度に引いた線以西の中島川水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶。ただし、総トン数五百トン未満の船舶は、沿岸付近に限る。
（略）			

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					